

**社会福祉士の受験資格となる相談援助実務の実務経験として認められる職種  
(子ども・子育て支援分野の主な例)**

施設種類	相談援助実務の実務経験として認められる職種
児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員、保育士
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、少年指導員（少年を指導する職員）、個別対応職員
児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員
障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員、保育士、心理指導担当職員
知的障害児施設 ・ 知的障害児施設 ・ 自閉症児施設（第一種、第二種）	児童指導員、保育士
知的障害児通園施設	児童指導員、保育士
盲ろうあ児施設 ・ 盲児施設 ・ ろうあ児施設 ・ 難聴幼児通園施設	児童指導員、保育士
肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児通園施設 ・ 肢体不自由児療護施設	児童指導員、保育士
情緒障害児短期治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員
重症心身障害児施設	児童指導員、保育士、心理指導員（心理指導を担当する職員）
児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員）

（次ページに続く）

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）を行っている施設	指導員、児童指導員、保育士
障害児相談支援事業を行っている施設	相談支援専門員
乳児院	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
児童福祉法第6条の2第3項に基づく肢体不自由児を通わせ児童発達支援及び治療を行うための指定医療機関（独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの）	児童指導員、保育士
児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の相談員、相談援助業務を行なっている専任の指導員
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員
児童デイサービス事業（障害児通園事業）を行っている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員（相談員）
地域生活支援事業（障害児等療育支援事業）を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている専任の職員
子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業を行っている施設	相談援助業務を行なっている専任の職員
母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている専任の相談員
重症心身障害児（者）通園事業を行なっている施設	児童指導員、保育士
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー